

久留米市小規模修繕契約希望者登録制度実施要綱

平成16年3月31日

告示第97号

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する小規模修繕の請負の契約締結を希望する者(以下「契約希望者」という。)を登録し、当該登録を受けた者を積極的に活用することにより、市内事業者の受注機会の拡大を図り、もって本市経済の活性化に寄与することを目的とする。

(対象となる修繕)

第2条 この要綱において「小規模修繕」とは、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる市の施設の修繕であって、1件の予定価格が130万円以下のものとし、その種類は別表に定めるものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録できる者は、久留米市の区域に主たる事業所を有する事業者(法人又は事業を営む個人(以下、単に「個人」という。)をいい、個人の場合にあっては久留米市の住民基本台帳に記録されている者に限る。)で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 小規模修繕の請負の契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 久留米市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (4) 久留米市税を滞納している者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員である者若しくはそれらの者と密接な関係がある者
- (6) 前5号のほか、公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがある等の理由により、本市の契約の相手方として不適当と認められる者

(登録申請)

第4条 契約希望者として登録を希望する者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 久留米市小規模修繕契約希望者登録申請書(様式第1号)
- (2) 久留米市税の未納がないことを証する書類
- (3) 登録を希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有することを証明する

書類の写し

- (4) 登録を希望する者が法人の場合は、登記事項証明書並びに役員等調書及び照会承諾書（様式第2号）
 - (5) 登録を希望する者が個人の場合は、代表者の身分証明書
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 登録申請の受付窓口は、総務部契約課とし、書類の提出方法は持参又は郵送とする。
- 3 登録申請の受付は、定期受付及び随時受付とし、その定義、受付期間及び登録の有効期間は、次のとおりとする。

| | 定期受付 | 随時受付 |
|---------|-----------------------------|---|
| 定義 | 平成30年を初年とし、3年に1回 定期に行う受付 | 定期受付の受付期間外に行う受付 |
| 受付期間 | 5月15日から5月31日まで | 直近の定期受付を行った年度の7月1日からその翌々年度の3月31日まで |
| 登録の有効期間 | 受付した年の7月1日から起算して 3年間 | 受付日が属する月の翌々月1日から 直近の定期受付の有効期間満了日まで。 なお、受付日については、持参 の場合は持参した日、郵送の場合は 消印日とする。 |

（登録名簿の登載等）

- 第5条 市長は、前条第1項各号に規定する書類を受け付けたときは、その内容を審査し、適格と認めた場合のみ登録名簿に登録する。
- 2 登録名簿は、その写しを総務部契約課に備え付けて一般の閲覧に供するものとする。
- 3 市は、小規模修繕を行おうとするときは、登録名簿に登載された者（以下「登録者」という。）に、積極的に発注するよう努めるものとする。ただし、緊急対応や技術力等の合理的な理由がある場合は、この要綱で定める登録者以外の者の選定をすることができる。

（登録事項の変更等）

- 第6条 登録者は、登録事項に変更があったとき、事業を廃止したとき、又は登録を削除しようとするときは、遅滞なく久留米市小規模修繕契約希望者登録（変更・廃止・削除）届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消）

- 第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
- (1) 第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 倒産し、又は破産したとき。

(3) 受注に関し不正な行為又は不誠実な行為があったとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月7日府達第4号）

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第119号の2）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月30日告示第178号の2）

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成25年4月30日告示第316号の2）

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日告示第184号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の第4条第3項の規定は、この告示の施行の日以後に行われる登録の申請について適用し、同日前に行われた登録の申請については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日告示第163号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月30日告示第207号）

この告示は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年5月16日告示第250号）

この告示は、令和4年5月15日から施行する

附 則（令和5年4月20日告示第206号）

この告示は、令和5年4月20日から施行する

別表(第2条関係)

小規模修繕の種類及び具体例

| No. | 業種 | 修繕の例示 |
|-----|-----|--|
| 1 | 大工 | 大工修繕・型枠修繕・造作修繕等 |
| 2 | 左官 | 左官修繕・モルタル修繕・とぎ出し修繕・洗い出し修繕・吹き付け修繕・ブロック、レンガ積み・タイル張り等 |
| 3 | 電気 | 構内電気設備修繕(電話交換機、光ケーブル等の通信設備を除く)・照明設備、照明器具修繕・送配電設備修繕・受電盤、配電盤修繕(高圧受電設備を除く)等 |
| 4 | 管 | 空調、換気設備修繕(広範囲を対象とするものを除く)・給排水、給湯設備修繕・厨房設備修繕(給食室用特殊機器を除く)、水洗便所設備修繕・ガス管配管修繕・ダクト修繕等 |
| 5 | ガラス | ガラス取付け等 |
| 6 | 板金 | 板金加工取付修繕・建築板金修繕等 |
| 7 | 建具 | サッシ取付け・シャッター取付け・金属製、木製建具取付け・ふすま取付け等 |
| 8 | 塗装 | 塗装・ライニング・布張り仕上・路面表示等 |
| 9 | 内装 | インテリア修繕・天井仕上修繕・内装間仕切り修繕・カーテン、ブラインド修繕等 |
| 10 | 畳 | 畳張り替え等 |

様式第1号（第4条関係）

(表)

久留米市小規模修繕契約希望者登録申請書

年　月　日

久留米市長

久留米市企業管理者　宛て

久留米市（久留米市企業局）が発注する小規模修繕について、久留米市小規模修繕契約希望者登録制度実施要綱（平成16年久留米市告示第97号）の内容を承知の上、登録名簿への登録を申請します。

また、申請書に記載した代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないことを確認するため、下記の情報について福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

| | | | |
|----------|--------------|--------|------|
| 所在地 | 〒　　— 久留米市 | | 小学校区 |
| | | | |
| フリガナ | | | 使用印 |
| 商号又は名称 | | | |
| フリガナ | | | |
| 代表者職氏名 | | | |
| 生年月日（性別） | 年　月　日生 | (男・女) | |
| 電話番号 | | 携帯電話番号 | |
| FAX番号 | | | |

※ 使用印欄には、見積書、請求書等に使用する代表者印を押印してください。法人の場合は商号と代表者役職が刻印されたもの、個人の場合は代表者個人の印鑑とします。屋号のみが刻印されたものや屋号と代表者印が併せて刻印されたもの等は、使用できません。

希望業種（希望する順に3業種以内）

| 番号 | 希望業種 | 具体的業務内容 | 資格、免許等を有する場合は、その種類、名称等 | 経験年数 |
|----|------|---------|------------------------|------|
| 1 | | | | 年 |
| 2 | | | | 年 |
| 3 | | | | 年 |

※ 希望業種の履行に際して、資格、免許等が必要な業種については、その資格、免許等の種類、名称等を記入し、これらを有することを証明する書類の写しを添付してください。

(裏)
小規模修繕の種類及び具体例

| No. | 業種 | 修繕の例示 |
|-----|-----|--|
| 1 | 大工 | 大工修繕・型枠修繕・造作修繕等 |
| 2 | 左官 | 左官修繕・モルタル修繕・とぎ出し修繕・洗い出し修繕・吹き付け修繕・ブロック、レンガ積み・タイル張り等 |
| 3 | 電気 | 構内電気設備修繕（電話交換機、光ケーブル等の通信設備を除く）・照明設備、照明器具修繕・送配電設備修繕・受電盤、配電盤修繕（高圧受電設備を除く）等 |
| 4 | 管 | 空調、換気設備修繕（広範囲を対象とするものを除く）・給排水、給湯設備修繕・厨房設備修繕（給食室用特殊機器を除く）、水洗便所設備修繕・ガス管配管修繕・ダクト修繕等 |
| 5 | ガラス | ガラス取付け等 |
| 6 | 板金 | 板金加工取付修繕・建築板金修繕等 |
| 7 | 建具 | サッシ取付け・シャッター取付け・金属製、木製建具取付け・ふすま取付け等 |
| 8 | 塗装 | 塗装・ライニング・布張り仕上・路面表示等 |
| 9 | 内装 | インテリア修繕・天井仕上修繕・内装間仕切り修繕・カーテン、ブラインド修繕等 |
| 10 | 畳 | 畳張り替え等 |

様式第2号(第4条関係)

役員等調書及び照会承諾書

(宛て先)

久留米市長
久留米市企業管理者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名



実印

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当するか否かに關し福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

| 役職名 | フリ 氏 名 | 生年月日 |
|-----|--------------|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

【注意事項】

- 法人にあっては、登記事項証明書に搭載されている代表者以外の役員（監査役を含む。）の方全員について、記載してください。
- この調書に記載された全ての個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づいて取り扱うものとし、久留米市暴力団排除条例に基づいて実施する暴力団排除のための措置を目的として使用するものです。久留米市がこれらの情報をもとに福岡県久留米警察署から取得した個人情報についても同様です。

様式第3号（第6条関係）

久留米市小規模修繕契約希望者登録(変更・廃止・削除)届出書

年　月　日

久留米市長
久留米市企業管理者　宛て

所在地
申請者　商号又は名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号

下記のとおり(登録事項を変更した・事業を廃止した・登録を削除したい)ので、届け出ます。

記

| | |
|---------|---------|
| 変更の内容 | (変更前) |
| | (変更後) |
| | (変更年月日) |
| | 年　月　日 |
| 事業廃止年月日 | 年　月　日 |